

奈良県告示第三百六十一号

昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十三号で告示した奈良県奈良県税事務所において使用する（県税の納税証明を除く。）所長印を次のとおり改刻し、平成二十七年一月五日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県奈良県税事務所長印



注 縦 20 ミリメートル
横 20 ミリメートル